

# 令和8年度 横川小学校 いじめ防止基本方針

## 【学校経営計画】

## ○安全・安心の確保

いじめ、不登校、体罰ゼロを達成するために組織的対応の下、5年生全員の面談の実施等スクールカウンセラーと連携を密にし、早期発見・早期対応による迅速かつ適切な指導を推進していく。

- ◎**人権教育・道徳教育の推進**（人権教育・特別の教科道徳教育全体計画の適正実施。道徳授業地区公開講座・学級経営の充実。人権教育プログラム・子供相談ポストの活用。）
- ◎**生活指導の充実**（生活指導年間計画の適正実施。生活スタンダードの策定と生活規律・習慣の定着。挨拶・言葉遣い等、家庭教育推進と連携した生活指導。）
- ◎**家庭・地域と連携した健全育成・環境整備**（青少対・学校サポートチーム・安全ボランティア等との連携推進。家庭・地域と連携した環境整備と清掃活動推進。家庭教育の推進）

学校は子供たちにとって、安全で安心して過ごせる場でなくてはならない。そのためには、すべての教職員が誠実に子供と向き合い、小さな変化を見逃さない姿勢・態度が不可欠である。各自が研修をし、資質・能力を高めるとともに、常に組織的対応を行うことが重要である。そこで、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のように策定し、いじめ防止に全力で取り組む。

## 1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、「いじめは決して許されない」という指導を徹底するとともに、子供一人一人に豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を養い、自己有用感や充実感がもてるよう、教育委員会や家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決の継続的な取り組みを推進する。

## 2 主な取り組み

### (1) 人権教育・道徳教育の推進

- ① 人権教育プログラムを活用して人権教育の充実を図り、子供一人一人の人権が確かに尊重される教育活動を行う。
- ② 特別の教科道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- ③ 教職員と子供、子供相互の信頼関係を築く学級経営の充実を図り、自尊感情や自己有用感を高め、互いに認め合えるようにする。
- ④ 教職員が言動に細心の注意を払って指導するとともに、授業改善を推進する。
- ⑤ いじめの防止等のための取組にかかわる達成目標を学校評価の項目に設定する。
- ⑥ 入学時・各年度の開始時に児童、保護者、地域、関係機関等への基本方針の内容を説明する。
- ⑦ 保護者と連携し、子ども見守りシート等を活用するとともに、いじめの早期発見・早期対応に努める。

### (2) 生活指導の充実

- ① 「生活スタンダード」をもとに、全校で生活規律の徹底と生活習慣の定着を図るとともに、家庭との連携を図る。
- ② 児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取り組みを継続的に行う。（横川サミット）
- ③ 学校安全ボランティアと連携した元気な挨拶、全校の丁寧な言葉遣いの推進を図る。（あいさつ運動）
- ④ 教職員は、児童の言動や変化の兆候を見逃さず、迅速に積極的な対応を行う。

### (3) 家庭・地域と連携した健全育成・環境整備

- ① 家庭・地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
- ② 青少対・学校サポートチーム・安全ボランティアと連携し児童の健全育成を推進する。
- ③ 家庭・地域と連携して環境整備と清掃活動を推進し、児童の安全と清潔な環境を作る。

(4) 未然防止や早期発見のための措置

- ① 「いじめ対応の時間」を毎週木曜日に実施し、気になる児童の情報交換を行い、いじめ防止の取り組み・いじめの認知・解消判等を行う。この会議には、校長・副校長・生活指導主任・全担任・養護教諭・スクールカウンセラー等が参加する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」を設置し、本委員会を中心にいじめへの対応協議・指導を行う。  
\* 構成員…校長・副校長・教務主任・生活指導主任・養護教諭・SC・該当担任・学年・専科等

[年間活動計画]

※他にチェックシートを用いた日常点検を行う。

4月	いじめ防止基本方針の確認 子ども見守りシートの回収、返却 いじめ防止等に関する職員研修① 前年度からの見守り児童の確認	10月	各学級の実態把握
5月	各学級の事態把握	11月	ふれあい月間 いじめ防止授業の実施② いじめアンケートの実施②
6月	命の大切さを考える授業の実施 ふれあい月間 いじめアンケートの実施① いじめ防止授業の実施①	12月	アンケートの分析
7月	いじめアンケートの分析	1月	気になる児童への対応（冬季休業中） いじめ防止等に関する職員研修③
8月	気になる児童への対応（夏季休業中） いじめ防止等に関する職員研修②	2月	ふれあい月間 いじめ防止授業の実施③ いじめアンケートの実施③
9月	SOSの出し方に関する授業の実施	3月	アンケートの分析 いじめ事実一覧の整理、引継ぎ 次年度の方針決定

- ④ 「ふれあい月間」を通じて、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
  - ⑤ 年3回の「ふれあい月間」期間中に、全学級でいじめ予防授業を実施する。
  - ⑥ 子供相談ポストを設置し、児童がスクールカウンセラーに相談できる場を確保し、相談内容について児童の担任や養護教諭と連携を図る。
  - ⑦ スクールカウンセラーによる5年生全員面談を1学期中に行うとともに、相談活動を充実させる。
  - ⑧ 教職員のいじめに関わる指導力・対応力の向上を図るため、年3回の校内研修の充実を図る。
  - ⑨ チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- ① セーフティ教室の取り組みを通して、児童への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭におけるSNSルールの作成等、積極的な協力を依頼する。
  - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。

3 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめの事実確認を、迅速に組織的に徹底して行う。
- (2) いじめを受けた児童を守り通す姿勢をもち、児童とその保護者に対する支援を行う。
- (3) いじめを行った児童に対しては、人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、外部機関との連携（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携）（いじめの認知報告書等を活用した八王子市教育委員会との連携など）の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (4) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、必要に応じて関係機関・専門家等と連携して対応する。

4 重大事態への対処

- (1) 学校いじめ対策委員会が事実関係を明確にするための調査を行い、加害児童、被害児童の保護者から「子ども見守りシート」を提出してもらい、いじめ認知報告書を提出して、八王子市教育委員会と連携を図る。
- (2) 必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行い、市教育委員会や関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。